

議事の経過

(開会 午後 1時30分)

水野書記

ご起立を、お願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

平成30年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。
本定例会に提案されております案件は、管理者提出議案1件と、議員提出議案1件であります。
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。
管理者招集あいさつ、小野田管理者。

小野田管理者

皆さん、こんにちは。
平成30年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
議員の皆様には、お忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。
また、平成29年度の決算審査についての、監査委員の意見を頂戴するため、小嶋 代表監査委員にもご出席をいただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。
さて、本日の定例会に上程いたします議案は、「平成29年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」と議員提出議案であります「議員派遣について」の2議案でございます。
どうか慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。
よろしく申し上げます。

加藤議長

ありがとうございました。
ただ今の出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。これより、本日の日程に入ります。
日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、9番、石橋直季議員、10番、西尾隆男議員を指名します。
日程第2会期の決定を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の発言あり

加藤議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告を議題とします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、平成30年4月分から8月分までの、一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の、預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より、議会運営委員会の報告をしていただきます。

白井えり子議会運営委員長。

白井委員長

議長よりご指名がありましたので、10月1日午後1時30分より開催した、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告申し上げます。

一般質問につきましては、2名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして、確認をしました。

質問時間は、同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないものとししました。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として、「平成29年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、議員提出議案として、「議員派遣について」が1件です。

管理者提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととししました。

議案質疑につきましても、2名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして、確認をいたしました。

質疑回数は、2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものとししました。

議員提出議案につきましては、提案説明を省略し、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととししました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4,これより一般質問を行います。質問時間は、議会申し合わせ事項により、15分以内とします。通告により発言を許します。

1番、白井えり子議員。

白井議員

はい。1番、白井えり子。一般質問に入ります。

1項目目の「運営費分担金の割合変更について」です。組合規約第11条第1項、第2項でごみ処理量割50/100、人口割50/100とし、建設については均等割20/100、人口割80/100と規定されています。昨今のごみ処理の環境の変化や、処理費用の経費抑制の動きの中から、この組合でも「尾三衛生組合

分担金のあり方に関する検討委員会」で分担金のあり方について検討されていると聞いています。

見直しの進捗状況及びスケジュールはどのようでしょうか。
また、負担割合についてはどのようでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長加藤。

進捗状況につきましては、平成30年3月6日付けで「覚書」を結んでおります。

今後のスケジュールにつきましては、平成32年度に構成市町の議会で議決を頂いた後、組合の規約改正を予定しております。

運営費負担割合は、33年度は経過措置として、ごみ処理量割合100分の60、人口割合100分の40とし、34年度からは、ごみ処理量割合が100分の70、人口割合100分の30となります。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

では、この点に対して再質を2点お願いいたします。

平成32年度各構成市町の議会で議決とのご答弁でしたが、何月頃を予定しているのでしょうか。

また、負担割合の関係ですが、搬入量を抑制した自治体の経費負担が軽減されるという非常にわかりやすい割合となっています。市民の努力が見える方式だと思います。よく調べてみますと近隣の組合でも何か所か処理量割100分の100とされているところがあります。ゴミの搬出抑制にはこの割合は大変効果的ですが、100/100については、どのように検討されたのでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

まず1点目ですが、平成32年度の規約改正は、尾三消防組合の規約改正時期と併せて行うこととなっております。施行時期を平成33年4月1日と考えております。愛知県がこの改正内容を事前確認する期間も必要となりますので、平成32年度の第2回定例会、9月か10月になりますが、若しくは、12月の臨時会での改正を予定しております。

2点目のごみ減量化・資源化を進めていくうえでは、処理量割100分の100は非常に効果的と考えますが、自治体規模なども踏まえた結果、段階的に負担割合を、ごみ処理量割合100分の70、人口割合100分の30に変更するものであります。

以上です。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

では、2項目目の「新施設の建設について」に入ります。

1点目ですが、現在の延命化工事が平成31年までです。基本

計画によりますと、42年までにという数字が新規焼却炉建設に数字が見えてまいりましたが、準備のための基本構想や計画など視野の中に入ってきている時期です。今後のスケジュールはどのような予定でしょうか。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 平成31年度までのごみ焼却施設基幹的設備改良事業、いわゆる延命化工事を経て、10年後の新施設稼働を目標に、ごみ処理基本計画、施設整備基本構想、地域計画を策定し、施設更新事業を推進して行く予定をしております。
以上です。

加藤議長 白井えり子議員。

白井議員 では、次に2点目の廃棄物処理を巡る社会環境が大きく変化する中、かつてのように大きな構造物の建設は見直されています。焼却施設・リサイクルプラザなどはどのようにお考えでしょうか。
また、地域還元や運営方法PFIなどは、どのように考えでしょうか。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 現施設建設時から、周辺の土地利用に与える影響など変化する中、新施設稼働に向け委員会を設立し、施設の規模、処理方式、運営方法、PFIなどですが、これらの調査・研究を総合的に行っていきたいと考えております。
以上です。

加藤議長 白井えり子議員。

白井議員 今後まだ先の事ではありますが、委員会を設立してとの答弁ですが、これからの時代ユーザーであり、負担金の支払者でもある市民の参画はどのようにお考えでしょうか。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 施設の建設にあたり、構成市町では有識者、自治区の代表者、公募市民で構成する委員会等が組織されております。本組合におきましても市民の方々に加わっていただくことは重要であると考えております。
以上です。

加藤議長 白井えり子議員。

白井議員 生活に密着したごみの排出の関係です。是非、市民ユーザーが入った委員会で、当事者の意見を聞いていただくよう、お願いいたします。

次に3点目です。新施設建設のためには家の建築と同様に積立金が必要と考えます。組合議会が予算を持っている以上、組合の中で目的基金として積み立てると考えますが、その点はいかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

積立金につきましては、組合で目的基金として積立てるか、構成市町で積立させていただくかなど、構成市町に相談しておりますので、今後も協議を進めてまいりたいと思います。
以上です。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

では、再質ですけれども。
組合で基金を積み立てるメリット、デメリット、市町で積み立てるメリット、デメリットはどのようでしょうか。
また、この現行の施設建設の時はどうのようにされ、資金的にはどのように検証されたのでしょうか。再質をお願いします。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

建設費の負担割合ですが、総額の100分の20を均等割とし、100分の80を前年の10月1日における住民基本台帳人口割とすることになっております。
積立てる場合においては、メリットといたしまして、建設時には通常時より多額の負担金を一括で支払うこととなりますが、その負担が軽減されるのではないかと考えます。
また、組合で積立てる場合のデメリットといたしましては、年度ごとに人口の増減により負担率が変わってまいりますので、実際に建設費が必要な時点での負担率と比較した場合、微妙な差が生じることになると考えております。
なお、現在の施設建設時には、組合及び構成市町での基金としての積立てはしておりませんでした。
以上です。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

確認ですが、現行施設のときは市町も組合も基金は積むことなく、すべて分担金で支払いをしていただいたのでしょうか。
つまり、基金は積まなかったというご答弁がありました。すべて分担金であったのでしょうか。その点をもう少し細かくご説明をお願いします。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

建設費につきましては、15年の償還で借入れを行い、償還計画に基づいた額を年度単位で分担金として構成市町にご負担を

	<p>いただいてまいりました。 以上です。</p>
加藤議長	<p>白井えり子議員。</p>
白井議員	<p>いまのご答弁ですと、そういったところも含めてご検証され、各市町と組合がどうするかというのはご協議いただいていると思いますので、これは注視していきたいと思います。 では次に4点目です。平成21年策定の「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」では、本組合は尾張東部、尾三ブロックとして将来的に瀬戸市、尾張旭市、長久手市の尾張東部衛生組合と合同の一施設化の方向で検討されていると、県の基本計画に掲載されています。これは新施設の建設にも非常に重要に関わってきますけれども広域化の検討はどのようにされているのでしょうか。</p>
加藤議長	<p>答弁、加藤事務局長。</p>
加藤事務局長	<p>広域化につきましては、愛知県ごみ焼却処理広域化計画において、瀬戸市からみよし市までの6市町の地域を「尾張東部・尾三ブロック」と位置付けられていることから、構成市町と組合で構成する「ブロック協議会」を設置し協議を進めてまいりました。 以上です。</p>
加藤議長	<p>白井えり子議員。</p>
白井議員	<p>広域化について協議を進めておられるとのことですが、スケジュール的には概ねどのあたりを考慮しておられるのでしょうか。</p>
加藤議長	<p>答弁、加藤事務局長。</p>
加藤事務局長	<p>広域化の具体的期限は定められてはおりません。本組合では平成31年度をもって延命化工事が終了することから、そののち10年後の施設の在り方について検討することとなります。 以上です。</p>
加藤議長	<p>白井えり子議員。</p>
白井議員	<p>本組合につきましても、大変大事な節目のところになりますので、詳細な協議の状況等を組合議会に報告をいただけたらと思います。 では、3項目目の「災害ごみの受入について」に入ります。 1点目ですが、各地で大雨などによる災害が続いていますが、具体的に受入れ要請はございましたでしょうか。</p>
加藤議長	<p>答弁、加藤事務局長。</p>
加藤事務局長	<p>直近になりますが、平成29年7月に生じた九州北部豪雨による災害において、発生した流木の受入れの可能性について、愛知</p>

県から調査の依頼がありました。

しかし、本組合はこの時期、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事、先ほどの延命化工事ですが、それを実施している中でありました。

よって、受入れをお断りした経緯がございます。
以上です。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

では、2点目ですが、いつ、どこで災害が起こるか分からない日本の状況です。災害ごみの撤去・処理は経費も処理量も大変なことです。東日本大震災後、環境省は平成26年3月に災害廃棄物対策指針を新たに策定し、都道府県及び各市町における災害廃棄物処理計画の策定を求め、県では平成28年に県の計画を策定し、これを受けて、それぞれの市町でもされていると思われませんが、わたくしの日進市でも平成30年に災害廃棄物処理基本計画を策定しております。当然この焼却施設として、その計画の中に尾三衛生組合の東郷美化センターが出てきます。この美化センターではどのように災害ごみの受入体制を考えておられるのでしょうか。具体的にお聞きします。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

受入体制については、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合において、実施する一般廃棄物処理業務が独自では適正に遂行できない場合に、市町村等の相互応援について必要な事項を定めた、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」を平成8年3月に締結しております。一般廃棄物の円滑な処理を図ることとなっております。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

併せてですね、平成12年東海豪雨のときは、このすぐ近隣の大府市とか名古屋市などで被害が出ていました。このときの美化センターの受け入れ状況はいかがでしたでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

平成12年に生じた東海豪雨の時は、豊明市の一般廃棄物、大府市を始め9市町で構成され「名古屋港南5区災害廃棄物処理協議会」の災害ごみの受入れを平成12年度及び13年度に実施しております。
以上です。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

では、具体的にこの組合で受け入れ可能な種類、量は基本計画等に載せる場合ですね。どのように割り出して、どのような表明

をされているでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

本組合では、愛知県災害廃棄物処理計画のとおり、災害廃棄物等のうち、構成市町で発生する災害廃棄物の可燃物を含めて、3年間での受入れ可能量として、およそ28,000トンを想定しております。
以上です。

加藤議長

これにて、1番 白井えり子議員の一般質問を終わります。
次に、12番 門原武志議員。

門原議員

それでは一般質問をさせていただきます。門原武志でございます。

まず、「ガス化溶融炉の導入について」、組合の考えをお伺いしたいと思います。昨年の組合議会の研修で伺いました、小牧岩倉衛生組合の導入された方式ですが、焼却灰の量を減らすというメリットが考えられると思います。

しかし、当組合では焼却灰は外部に搬出しており、処分場については、小牧岩倉衛生組合ほど切実な問題ではないのかなというふうに思います。高価な建設費や運営コストに見合うメリットはないと思いましたが、そこで組合の考えを伺います。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

ガス化溶融炉導入については、選択肢の一つとして考えていますが、発電効率、省エネ能力、焼却残渣等の処分費、運転維持管理委託料等について調査・研究を行い、総合的に判断し処理方式を決定していくこととなります。
以上です。

加藤議長

門原議員。

門原議員

次、伺います。「事業の民間委託について」でございます。建設から運営まで長期委託する方式というものが考えられます。例えばPFI方式とかあると思いますが、組合の財政負担の平準化が考えられます。一方、ごみ処理量を減らすことにより、施設の運営コストを減らすインセンティブが働きにくいと考えられます。ごみの搬入量が減りますと運営コストも減りますので、これがPFI事業者の利益になってさらには市町に還元されにくいというふうなことがあると思います。そういったことで組合の考えを伺います。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

ごみの処理量を減らすことはもとより、運営コストを減らすことも重要なことと考えております。そのため、契約方法・委託の

範囲、P F I も含めてですが、今後、研究してまいります。
以上です。

加藤議長

門原武志議員。

門原議員

さきほど白井議員も聞かれておりましたが、わたくしの方からもお聞きします。
構成市町の分担金の割合についてさきほど答弁ありましたけれども、搬入量割の割合を大きくするメリットについて改めてご説明をお願いします。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

組合の運営費負担金の割合は、現在、処理量割100分の50、人口割100分の50となっております。ごみ減量や資源化を推進しても、その効果は分担金の半分しか反映をされておられません。
循環型社会を築く上で、ごみの減量と資源化の推進は各自治体に課せられた命題であり、組合及び構成市町は目的達成のため具体的な施策を展開していく必要がございます。
また、ごみ減量や資源化の推進は循環型社会を形成するばかりではなく、処理費の削減や収入の確保、最終処分場の延命にもつながり、一般廃棄物処理基本計画において、ごみの削減目標を達成するための手段として位置づけております。
なお、搬入量割の割合を大きくすることにより、構成市町がごみ減量や資源化の施策を推進することで、より大きく分担金に反映する手段になるものと思われます。
しかしながら、自治体規模における負担割合も考慮する必要もあると考えております。

加藤議長

これにて、12番 門原武志議員の一般質問を終わります。
以上をもちまして、一般質問を終了します。
日程第5議案第6号「平成29年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
提案者の説明を求めます。深谷会計管理者。

深谷会計管理者

はい、会計管理者深谷。
議案第6号「平成29年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、提案説明をさせていただきます。
本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して、議会の認定をお願いするものでございます。
詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

加藤議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

はい、総務課長加藤。
決算書の1、2ページをご覧ください。歳入歳出決算書、歳入

でございます。歳入の収入済額の合計は、23億8,468万3,052円でございます。

3、4ページをご覧ください。

歳出でございます。歳出の支出済額の合計は、22億4,822万5,301円でございます。

7、8ページをご覧ください。事項別明細書、歳入でございます。

款2、項1使用料は、家庭系3,761万6,200円、事業系2億6,666万2,800円でございます。

款3、項1国庫補助金は、補助対象工事費の2分の1の交付率でございます。

9、10ページをご覧ください。

款7、項2雑入は、鉄・アルミの売却単価の変動及び平成29年度より構成市町から、資源物として回収された鉄缶・アルミ缶の搬入がなくなったことによりスクラップ売却料は、昨年度と比べると減額となっています。

11、12ページをご覧ください。

款8組合債は、利率0.01%の固定金利、償還期間10年で、財務省理財局から借入れをいたしました。

13、14ページをご覧ください。歳出でございます。

款2、項1、目1一般管理費の、節3が予算不足となりましたので、予備費から充用させて頂きました。

15、16ページをご覧ください。

節13は、16件の委託料となります。

17、18ページをご覧ください。

節15 建物修繕工事は焼却棟防水工事、機器修繕工事は換気機器及び火災受信機更新等になります。

節25は、平成28年度決算剰余金、基金運用利子でございます。

19、20ページをご覧ください。

款3、項1、目1塵芥処理管理費、節11の消耗品費は、主に焼却施設・リサイクルプラザ用の整備用部品代でございます。薬品費は、主に有害物質除去用の薬剤、焼却残渣無害化処理用の薬剤の購入費用でございます。光熱水費は、焼却施設・リサイクルプラザの電気料金でございます。節13は、施設管理運転委託料、始め16件の委託料となっています。

21、22ページをご覧ください。

節15の、焼却施設補修工事及びリサイクルプラザ補修工事は、定期整備でございます。

目2埋立処分地管理費、節11は、組合が管理する折戸・三本木最終処分場に係る経費で、修繕料は、折戸最終処分場の水処理施設の修理費用でございます。

節13の焼却残渣等処分委託料は、焼却残渣6,795トンと破碎不燃物522トンの全量を、外部に処分委託したものであります。

節19は、焼却残渣等の搬出先である伊賀市に、搬出量550トン分の負担金でございます。

款4公債費は、ごみ焼却施設延命化工事のために、平成27、

28年度に借り入れた、財政融資資金の返済金でございます。

25ページをご覧ください。

29年度の歳入総額は23億8,468万3,052円、歳出総額は22億4,822万5,301円となり、歳入歳出差引額は1億3,645万7,751円となります。

翌年度へ繰越すべき財源もございませんので、実質収支額も同様の1億3,645万7,751円となります。

以上を、補足説明とさせていただきます。

加藤議長

ここで、決算審査の結果について、監査委員からご報告頂きます。

小嶋代表監査委員、お願いします。

小嶋代表監査委員

はい、議長。代表監査委員の小嶋でございます。議長からご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、平成29年度の一般会計歳入歳出決算審査の結果について、ご報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました、平成29年度の一般会計歳入歳出決算について、平成30年7月24日に、萩野監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、同日付で、管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査にあたっては、決算書及び附属書類の計数は正確であるか、予算は議会の議決の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているか、などについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。また、併せて、定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。審査の結果は、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。

また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。歳入面では、国からの交付金、起債及び財政調整基金を効率よく活用し、構成市町からの負担金の平準化につとめていただき、組合歳入の主である、ごみ搬入料については、消費税率の改正、ごみ処理経費の動向及び近郊施設の状況などを加味し、適切なごみ搬入料としていただきたいと思います。歳出面では、平成29年度から構成市町と連携し、リサイクルプラザ施設の金属缶処理設備の老朽化に伴う停止及びメンテナンス経費が増大している前処理を行う二軸せん断破碎機設備の停止など、経費の削減となる事業改善については評価することができます。

また平成27年度より行われている、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業が、平成31年度で終了し、新たに建設する焼却施設に係る事業が多く控えていると、伺っています。

今後とも、施設の適正な維持管理のもと事故防止に万全を期し、

安全で安定した組合業務の運営に努められるとともに、予算執行にあたっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、常にコスト意識を持ち、適正かつ効率的な執行に努められるようお願いしまして、私からの報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑の回数については、会議規則第45条の規定により2回までとします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。1番 白井えり子議員。

白井議員

1番、白井えり子。

議案第6号、「平成29年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」質疑をいたします。一括方式で行いますので質疑を読み上げます。

1点目です。実質調書2ページ、3ページ。決算額をこの5か年で比較をいたしますと、構成市町の分担金及び負担金額が、1億円程度減額となっています。構成比も平成26年度は60%ですが、平成29年度は38.8%と一番低くなっています。この理由と分析はどのようでしょうか。

1-②です。組合債は、平成28年度は前年度から1億4,200万、平成29年度は前年度から3,000万円増加しています。歳出合計では約5億円の増加となっています。この理由は何かも一度お答えをお願いします。

2点目です。調書の19ページです。浴室利用が665名増員以外はすべて利用者が減少しています。前年度比814名減です。分析と対応はどのようにされたのか。また、利用が増えるようにどのような工夫を平成29年度はされたのでしょうか。

3点目です。調書の21ページです。ごみ処理状況についてですが、可燃ごみが、936トン、2.2%の増加となっています。この増加の分析はどのようにされたのでしょうか。

4点目です。調書の22ページです。構成市町からのごみ搬入量は、合計1,256トン減少しています。1人1日あたりのごみ搬入量も、この3年間の比較は742gから732g、さらに709gと確実に減少しています。構成市町との担当者会議が以前より活発に行われたことなど、取組に工夫されたことがあってこの結果が出ているのでしょうか。という点についてお伺いいたします。

5点目の調書の31ページです。ごみ搬入割合の構成グラフを見ますと、資源ごみが日進市は613トンから21トンへ、みよし市は261トンから16トンと大幅に減少しています。逆に東郷町は106トンから241トンと倍以上に増えています。このあたりの分析はどのようでしたのでしょうか。また、担当者会議で意見交換などはされたのでしょうか。

6点目です。公会計制度は取り入れているとは思いますが、そ

の点、取入れられていらっしゃるのでしょうか。また、基礎となります固定資産台帳は作成をされていますでしょうか。今までと違いはなかったのでしょうか。

以上です。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

わたしからは総務関係の1点目の①と②、6点目について答弁をさせていただきます。

構成市町の公共施設から搬出された草ごみ搬入料を減免から有料化したため、5,000万円ほどごみ搬入使用料が増加いたしました。

また、リサイクルプラザ施設の二軸せん断式破砕機・金属缶処理施設の停止による電気料及び維持補修費の削減と、焼却施設定期補修工事を延命化工事に合わせて実施することにより、5,000万ほど減額されたことなどから、分担金及び負担金が減額になったものと考えております。

1-②、組合債につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に対する起債となっております。

総事業費につきましては、27年度が1億9,425万円、28年度が5億5,512万円、29年度が9億103万円であり、各年度の事業費の増額に伴い起債額も歳出合計額も増額をしております。

なお、歳出合計が5億円ほど増額している理由といたしましては、主なものとして、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事が前年度と比較し約3億4,600万円増額したこと、前年度決算剰余金としての財政調整基金積立金が前年度と比較し、約8,400万円増額したことによるものとなります。

続きまして6点目の公会計制度、固定資産台帳につきまして説明させていただきます。

平成27年1月の国からの通知、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を受け、平成28年度決算より公会計制度を取り入れホームページにて公表しております。

また、固定資産台帳におきましては、施設用地面積等につきまして、前年から物件の増減はございませんが、数値の詳細につきまして、今後、確認作業を進めてまいりたいと考えております。

加藤議長

答弁、水野業務課長。

水野業務課長

業務課長水野でございます。わたしからは2点目、4点目、5点目について答弁させていただきます。

まず、2点目のエコサイクルプラザの利用者減少につきましては、展示室の利用者数減少が大きな要因となっております。展示室のリサイクル品の入札数の減少が、昨年度と比較いたしまして703件となっております。この減少は、近隣に大型リサイクルショップがオープンした時期から、展示室の利用者数減少の傾向が続いております。このことにより、住民が直接リサイクルショ

ップ等を利用する機会が増えたことと分析しております。このため、減少への対応については、難しいのが現状でございます。

利用者を増やす工夫として、エコサイクルプラザ1階エントランスに、リサイクル教室開催の案内や構成市町催し物等のお知らせ掲示を行い、ホームページには、夏休み子供向け教室開催結果等を写真付きで掲載し報告をしております。

続きまして4点目、市町の搬入量についてでございます。本組合といたしましては、減免ごみの適正化を図るため29年度より市町からの公園等の草などの持込みを有料対応に変更いたしました。また、同じく29年度より、構成市町といたしましては、ガラスびん、金属缶を本組合に搬入せず、直接、資源化を図ることといたしました。さらに、東郷町では先行して10月から「燃えないごみ」を「陶磁器・ガラス」、「金属ごみ」に分別する変更を行い、本年4月からは日進市、みよし市においても新たな分別へと変更を行い、歩調を合わせてまいりました。これらの試みは、構成市町の担当者会議等において協議を進め、共通の取り組みとして進めてきたものでございます。

続きまして5点目のごみの搬入割合についてでございますが、資源ごみは陶磁器・ガラスごみ、金属ごみ、乾電池、蛍光灯が該当いたします。29年度から、各構成市町で、ガラスびん、金属缶の資源化をされましたので、減少をいたしました。

しかし、東郷町においては、新たな区分である「陶磁器・ガラス」、「金属ごみ」の分別を実施しましたので、資源ごみとして扱うことにより増加しております。

以上でございます。

加藤議長

答弁、加藤施設課長。

加藤施設課長

わたしの方から3点目の答弁をさせていただきます。ごみ処理状況については、29年度より実施した、硬質プラスチックの分別を可燃ごみに変更したことによる増加と考えられます。また、併せて事業所からの排出量の増加、人口の増加による影響もあるものと考えられます。

加藤議長

白井えり子議員。

白井議員

1点だけ再質お願いします。

4点目についてですが、導入時期が違っても金属ごみ回収などは構成市町で歩調を合わせていますが、プラスチックごみの分別については各自治体ごとに計画が違いますのでそれぞれがバラバラな形でやっています。平成29年度はこのプラスチックごみの分別について、担当者会議等で、情報や意見交換はどのようなのがあったのでしょうか。

加藤議長

答弁、水野業務課長。

水野業務課長

容器包装以外のプラスチックについては、「燃えないごみ」から「燃えるごみ」扱いに変更を行い、最終処分量の減量を図りま

した。他のものについては、紙ごみや草木の可燃ごみの減量を目的とした先進地視察を行いました。

以上です。

加藤議長

これにて、1番、白井えり子議員の議案質疑を終わります。
次に、12番、門原武志議員。

門原議員

はい。12番、門原です。それでは質疑させていただきます。
さきほど監査委員からの意見で「適切なごみ搬入使用料としていただきたい」というお話がありましたけれども、この「適切なごみ搬入使用料」について組合はどう考えでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長加藤。
現在のごみ搬入使用料は、ごみ1トンあたりの処理費を基に算出した額を、適正な使用料としております。
しかしながら今後も同様に、社会情勢及び他組合等の動向なども注視しながら、ごみ処理に係る経費負担について考えてまいります。
以上でございます。

加藤議長

門原武志議員。

門原議員

ご説明ではごみの重さの処理費を基に算出した額から適切な使用料を決めているとのことですが、では1トンあたりの処理費はいくらか、そのうちいくらかを使用料でまかなえば適切と考えるのか、その金額は実際に徴収している使用料と比較してどうなのかをお答えいただきたいと思います。
一方ですね、お金を取っていない部分もございまして、資源回収ストックヤードへの搬入は無料です。これは適切な対応だとわたくしは思いますけれども、資源回収ストックヤードへの搬入を無料としている根拠について説明してください。
また、再資源化しているものの中で、委託先が有料で引き取ってくれるものと、委託先に再資源化の委託費を払っているものがあるのかというあたりのご説明と、ごみとして搬入されたものの中に大きな枝など再資源化に回されているものもあると思います。大きな枝については、再資源化の委託費がかかっていると思いますが、燃やしたり埋め立てたりするものと同じ基準なのか、そのあたりをよろしく願います。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

組合の1トンあたりの処理費の算出につきましては、歳出総額から公債費、積立金及び建設投資費等を差引いた額を、搬入量で割った額としております。29年度の1トンあたりの処理費は、21,780円となり10kgでは、217円となります。
現在の、ごみ搬入使用料10kgにつき200円には足りてお

りませんが、近隣の他組合等のごみ搬入使用料なども考慮し、適正な使用料と考えております。

資源回収ストックヤードへの搬入を無料としている根拠につきましては、持続性のある循環型社会を形成するため、資源物の有効利用・ごみの減量化・リサイクル推進をするためであります。

再資源化の委託につきましては、現在、資源回収ストックヤードでは26品目を回収しております。その内、委託をおこなっているものは、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計、びんであり、売却のものは、小型家電をはじめ16品目であります。その他に無料回収により資源化されているものもあります。

枝の再資源化につきましては、搬入された木質廃材で資源化が困難なものにつきましては焼却し、有効利用できるものは資源化をしております。

以上でございます。

加藤議長

これにて、12番 門原武志議員の議案質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論・採決に入ります。

議案第6号 平成29年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を許します。

[なし]

次に、賛成討論を許します。

[なし]

他にございませんか。討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第6号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

はい。起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり認定されました。

日程第6議員提出議案第1号議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議員提出議案第1号については、全員が賛成者となっておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

「異議なし。」の発言あり。

加藤議長

はい。ご異議なしと認め、よって、提出者の説明を省略することに決しました。

議員提出議案第1号については、事前に質疑の通告がありませ

んでしたので、これより、討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号 議員派遣について、反対討論を許します。

[なし]

次に、賛成討論を許します。

[なし]

他にございませんか。討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり決定されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の発言あり。

加藤議長

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。
管理者閉会あいさつ 小野田管理者。

小野田管理者

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、本日も審議いただきました2議案につきまして、適切にご審議を賜り、いずれも原案どおり議決を頂き、本当にありがとうございました。

皆様方からいただきました、ご意見、ご提言を真摯に受け止めこれからの組合運営に生かしてまいりたいと思っております。

また、小嶋代表監査委員におかれましては、決算審査のご報告を頂き、ありがとうございました。今後ともご指導賜りますよう、よろしく願いいたします。

議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でもありますので、くれぐれも健康にご留意いただき、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げます。今後とも、本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

私からも、本定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

水野書記

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼

ご着席ください。

本日は、ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時30分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成30年10月 日

議長

署名議員

署名議員